

## 住宅改修支給限度額

支給限度基準額は要介護等状態区分（要支援・要介護）に関わらず一律20万円が上限です。20万円の住宅改修を行った場合、負担割合が1割なら自己負担2万円、2割なら4万円、3割なら6万円となり、差額の18万円、16万円または14万円が保険給付となります。また、20万円を超えた場合は、超えた部分が全額自己負担となります。

20万円の範囲内であれば何回かに分けて利用でき、2回目以降の支給限度基準額は、前回改修の残額となります。

※過去に住宅改修費が支給されていて、残額が不明な場合は、被保険者本人又は家族、担当のケアマネジャーから高齢介護課にお問い合わせください。

**★以下①②の場合については再度申請上限額20万円の利用ができます。**

### ①要介護状態が著しく重くなった場合の例外（3段階リセット）

初めて行った住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準とし、要介護等状態区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。但し、着工日の要介護等状態区分で判断しますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。その後、要介護等状態区分が下がり、その時点で住宅改修を行っても適用はされません。

※「3段階リセット」は、一人の被保険者に対して**1回**しか適用されません。

要介護等状態区分の3段階以上上がる例

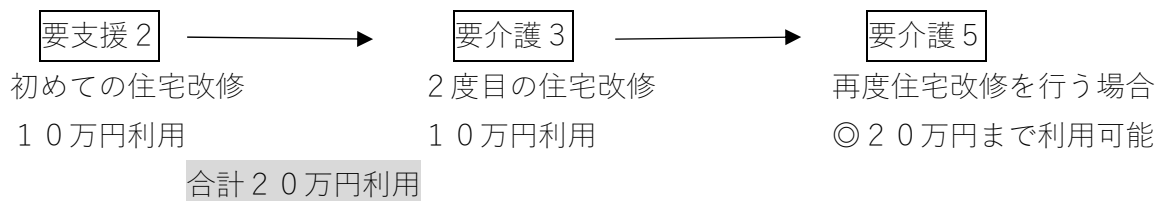
初回の住宅改修着工日の 要介護等状態区分	追加の住宅改修着工日の 要介護等状態区分
要支援1（第一段階）	要介護3（第四段階）
	要介護4（第五段階）
	要介護5（第六段階）
要支援2（第二段階）	要介護4（第五段階）
要介護1（第二段階）	要介護5（第六段階）
要介護2（第三段階）	要介護5（第六段階）

《注意点》

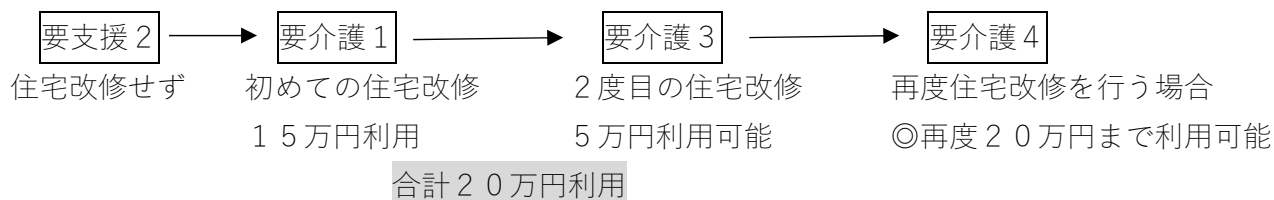
「3段階リセットの例外」が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセット後の支給限度額は20万円のみとなります。

◇具体例

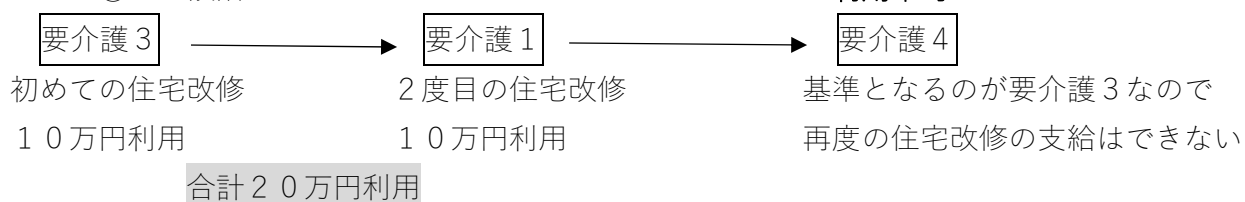
パターン① 3段階リセット i



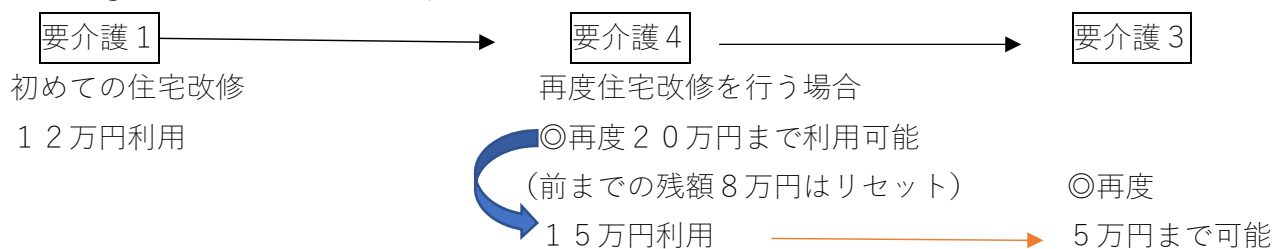
パターン② 3段階リセット ii



パターン③ 3段階リセットなし



パターン④ 3段階リセット後の利用 i



パターン⑤ 3段階リセット後の利用 ii

